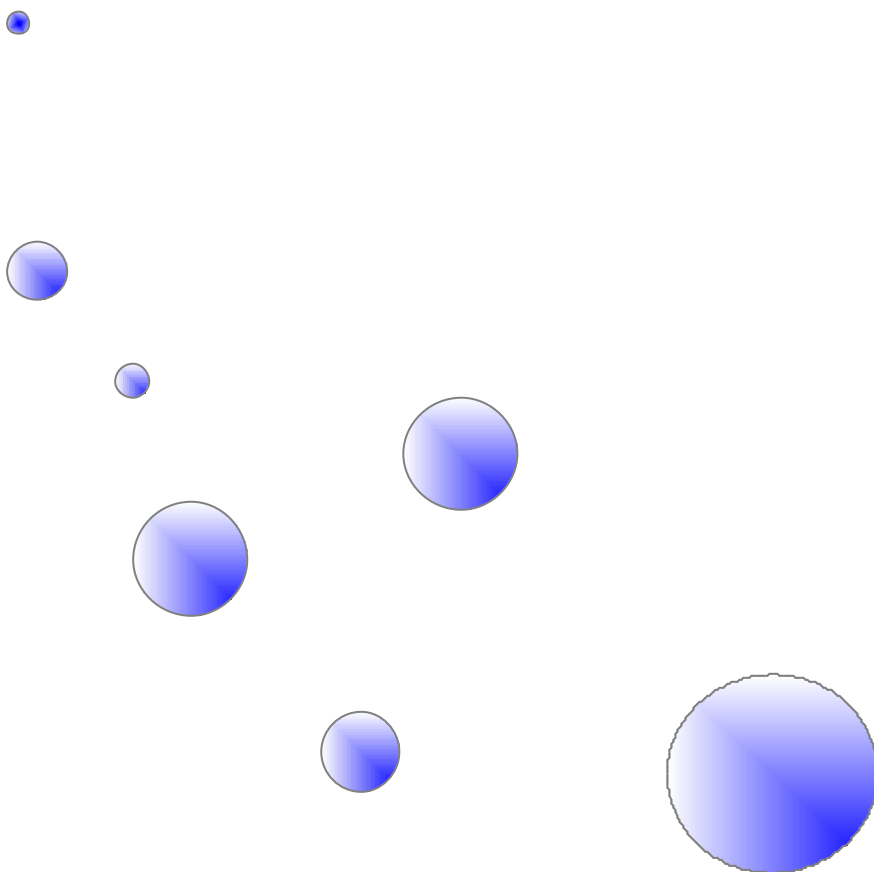


京都府地域福祉支援計画

平成 15年 12月



京都府

ご あ い さ つ

平成12年6月に公布された社会福祉法において、地域福祉の推進は社会福祉を増進するための重要な柱の一つとして位置付けられ、都道府県においては地域福祉支援計画、市町村においては地域福祉計画の策定に関する規定が平成15年4月に施行されました。

京都は、先駆的な福祉活動の記録や福祉施設発祥の地としての歴史が数多く残され、住民の自主的な取組やつながりなど京都独特の福祉文化をつくってきました。一方、近年の景気の低迷や少子高齢化の進展などにより地域社会の変容が進み、人と人との関係が希薄になる中で、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人々が自立した生活を送るための福祉ニーズはますます増大・多様化しており、そのニーズに対応した地域の支え合いの仕組みを、府民の皆様とのパートナーシップのもとに、いかにして構築していくかが大きな課題となっています。

京都府地域福祉支援計画は、このような時代にあって、府民一人ひとりが地域において、その人らしい自立した生活を安心して送ることができるような社会を実現するために、「地域福祉の担い手づくり」、「福祉サービスを利用しやすい体制づくり」、「地域のつながりづくり」を重点的に取り組む課題として、各市町村における地域福祉が計画的に推進されるよう府の支援の方向性を示すために策定しました。

また、この計画の策定に当たっては、京都府の特性を踏まえるとともに、パブリック・コメント(府民意見の聴取)や社会福祉活動を行う人々への聞き取りなど、府民の皆様の声を反映することに配慮しました。

今後は、この計画に基づき、府内各市町村や社会福祉協議会をはじめ社会福祉事業者、関係団体と連携し、すべての府民の皆様が、住み慣れた地域において、その人らしい自立した生活を安心して送ることができるよう積極的に支援してまいります。また、府民の皆様におかれましても、福祉サービスの受け手であるとともに担い手かつ創造者として、それぞれの地域において、福祉課題の解決のため、共に支え合い、地域福祉の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見、御指導をいただきました「京都府社会福祉審議会」の委員の皆様をはじめ、御協力いただきました方々に心からお礼を申し上げます。

平成15年12月

京都府知事 山田啓二

CONTENTS

目次

第1章 はじめに(趣旨).....	1
1 計画策定の趣旨について	1
2 計画の性格と役割	1
3 計画期間	1
第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題等.....	2
1 地域福祉を取り巻く環境と課題等	2
2 「京都の福祉」のこれまでとこれから	4
第3章 地域福祉を推進するための考え方.....	5
1 基本目標と地域福祉推進のための4つの視点	5
2 地域福祉推進に向けて	7
第4章 府の取組方向.....	9
1 地域福祉の担い手づくり	10
1 地域福祉を担う団体や人材の育成と確保	10
2 社会福祉事業に従事する人々の資質の向上と確保	14
3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実	15
2 福祉サービスを利用しやすい体制づくり	17
1 福祉サービスの相談と情報提供の推進	18
2 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり	19
3 地域福祉を推進するための基盤の整備	20

4 福祉サービスの質の向上と透明性の確保	21
3 地域のつながりづくり	23
1 地域生活支援のネットワークづくり	23
2 防災のネットワークづくり	26
3 人にやさしいまちづくり	27
4 生活関連分野との連携	28
第5章 市町村地域福祉計画について	29
1 市町村地域福祉計画と府の取組	29
1 地域福祉計画策定のための支援等	29
2 市町村地域福祉計画ガイドライン	30
1 地域福祉計画に盛り込むべき事項	30
2 地域福祉計画策定の体制と過程(策定の方法・手順)	33
3 地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項	37
資料編	39
策定経過	40
京都府社会福祉審議会委員名簿	41
京都府社会福祉審議会への諮問及び答申	42
用語解説	43

京 都 府 地 域 福 祉

第1章 はじめに (趣旨)

[計画策定の趣旨]

市町村における地域福祉が計画的に推進されるよう府の支援の方向性を明らかにする

[計画の性格と役割]

新府総の下位計画

高齢者、障害者、子育て支援等の福祉計画と連携

広域的視点から市町村を支援するもの

[計画期間]

5年(～)市町村地域福祉計画の策定状況等により適宜見直し



第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題等

[環境]

少子高齢社会と経済不況

人と人のつながりの希薄化等地域社会の変容

社会福祉基礎構造改革と地方分権の進展

[課題]

・福祉サービスの権限が委譲される中での市町村の地域福祉の仕組みの構築

・地域の福祉課題に地域で取り組む仕組み(住民参加の仕組み)の構築

・福祉サービス利用者の保護

[新しい動き]

ボランティアやNPO等住民の新しい動き

[京都の福祉のこれまでとこれから]

住民の手による共同作業所等様々な先駆的取組を行ってきた福祉文化

* 福祉文化の再構築による新たな展開の可能性

第3章 地域福祉を推進するための考え方

[基本目標]

府民一人ひとりが、地域において、その人らしい自立した生活を安心して送ることができるようみんなで支えていく

[地域福祉推進のための4つの視点]

個人の尊厳と人権の尊重

住民参加と協働

地域の特性を踏まえた「京都の福祉」の発展

担い手及び体制の整備と福祉資源のネットワーク化

[地域福祉推進に向けて]

～ 地方自治を取り巻く環境が大きく移り変わるうとしている今こそ地域福祉計画を～

支援計画の全体像

第4章 府の取組方向

① 地域福祉の担い手づくり

・府民は福祉サービスの受け手と同時に担い手
 ・府民との協働の仕組みを作っていくことが必要
 ・社会福祉事業に従事する人々の資質の向上・確保とともに、他人を思いやり お互いに助け合おうとする心の大切さの啓発が必要

- 1 地域福祉を担う団体や人材の育成と確保
- 2 社会福祉事業に従事する人々の資質の向上と確保
- 3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

② 福祉サービスを利用しやすい体制づくり

・これまでに整備された福祉資源の効果的活用
 ・相談、「情報」、福祉サービス」の一連の提供体制が必要
 ・誰もが安心して、その人にふさわしい福祉サービスを受けられるよう環境整備等が必要

- 1 福祉サービスの相談と情報提供の推進
- 2 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり
- 3 地域福祉を推進するための基盤の整備
- 4 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

③ 地域のつながりづくり

・人と人とのつながりの希薄化による軽易な日常生活支援の必要性の増大
 ・府民の自立した生活を支援するネットワークを重層的に築いていくことが必要
 ・既存資源を「これは福祉に生かせないか」という視点で見つめ直すことが必要

- 1 地域生活支援のネットワークづくり
- 2 防災のネットワークづくり
- 3 人にやさしいまちづくり
- 4 生活関連分野との連携

第5章 市町村地域福祉計画について

[市町村地域福祉計画と府の取組]

円滑な計画策定が進められるよう本計画に基づき支援

[市町村地域福祉計画ガイドライン]

計画に盛り込むべき事項

・福祉サービスの適切な利用の推進

・社会福祉を目的とする事業の健全な発達

・住民参加その他の必要事項

計画策定の体制と過程

・住民等の意見を反映させる措置が必要

留意事項

・社協、社会福祉法人、NPO、民生委員等の参加

・地域福祉圏域及び福祉区の設定

・計画期間は概ね5年

・他福祉計画との連携

第1章 はじめに(趣旨)

1 計画策定の趣旨について

近年の急速な少子高齢化の進展に伴う人口構成や地域社会の変化など府民の生活や福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、福祉ニーズは増大・多様化しています。

このような社会環境の中で、安心して暮らすことができる地域社会づくりを進めるためには、新しいものを生み出し、時代をリードしてきた蓄積を持つ「京都の福祉」の歴史や伝統を生かし、人々のこころをつなぎ、人々の積極的な福祉活動への参加と連携を得ながら、将来に希望と安心が持てるサービスの提供体制を確立していくことが求められています。

平成12年6月に改正された社会福祉法においては、地域福祉の推進を図ることが新たに盛り込まれるとともに、平成15年4月からは、「地域福祉計画」に関する規定が施行され、地域福祉推進の有効な手段として、その策定が求められているところです。

こうした状況のもと、平成15年6月の京都府社会福祉審議会答申「市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について」を踏まえ、社会福祉法第108条に基づく地域福祉支援計画として、市町村における地域福祉計画の策定を含めた地域福祉の推進を支援するための、より実効性を持った計画として策定するものです。

2 計画の性格と役割

この計画は、地域福祉推進の考え方の普及や市町村における地域福祉計画の策定の支援とともに、市町村の計画の達成に資するために必要な広域的な施策や事業の実施を図るための役割を果たすものです。

したがって、新京都府総合計画、京都府高齢者保健福祉計画、京都府障害者基本計画及び京都府子育て支援計画等と、十分に連携・整合性を図り推進されるものです。

3 計画期間

計画期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間とします。

なお、必要に応じ、市町村における地域福祉計画の策定状況を勘案しながら、見直しを検討するものとします。

第2章 地域福祉を取り巻く環境と課題等

第2章の概要

1 地域福祉を取り巻く環境と課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を要する人々は増加、一方、経済不況 税収も減少 ・国民の意識の変化等により人と人との関係が希薄化 ・多様な福祉ニーズに対応する社会福祉基礎構造改革の展開と地方分権化 ・ボランティアやNPO等の地域福祉をめぐる住民の新しい動き
2 「京都の福祉」のこれまでとこれから	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの「京都の福祉」の蓄積をどう生かしていくかが、今後のキーポイント

<環境>

少子高齢社会 と経済不況	人と人とのつながりの希薄化 等地域社会の変容	社会福祉基礎構造 改革と地方分権化
-----------------	---------------------------	----------------------

<課題>

福祉サービスの権限が委譲 される中での、市町村の 地域福祉の仕組みの構築	地域の福祉課題に 地域全体で取り組む 仕組みの構築	福祉サービス 利用者の保護
--	---------------------------------	------------------

<新しい動き>

ボランティアやNPO等住民の新しい動き

<これから>

地域の新しい動きを取り入れるとともに、これまでの「京都の福祉」の蓄積をどう生かしていくかが、今後のキーポイント

1 地域福祉を取り巻く環境と課題等

出生率の低下に伴う急速な少子化の進展と医療技術の進歩等による平均寿命の伸長とが相まって、人口構造の大きな転換期を迎えています。今世紀において、いまだ経験したことのない少子高齢社会を迎え、支援を要する人々の増加が見込まれるとともに、就労や生活のスタイルも変容しています。

また、成長型社会の終焉や、近年の経済不況により、地域での生活が不安定になってきて

いること、国や地方公共団体においても税収等の減少や様々な社会問題等、地域福祉を取り巻く環境は厳しさを増す状況にあります。

このような地域福祉を取り巻く環境の変化や家庭や地域の相互扶助機能の弱体化、国民の意識の変化などに対応できる多様な福祉を展開していくために、平成12年に、社会福祉事業法をはじめとする関係の法令等が改正され、社会福祉基礎構造改革が進められています。また、社会福祉の分野においても地方分権が進展しています。

<参考>

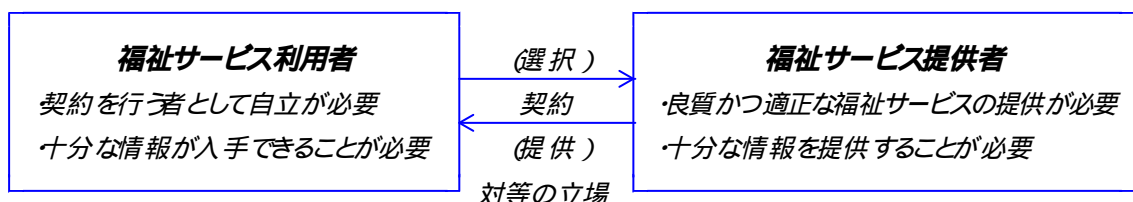
社会福祉基礎構造改革により「利用者の立場に立った社会福祉制度の構築」、福祉サービスの質の向上」、社会福祉事業の充実・活性化」、地域福祉の推進」が、社会福祉の基本的な考え方とされています。

福祉サービスは、行政がサービス内容を決定する措置制度から、利用者が事業者と対等な関係に基づき、サービスを選択して利用する方向へと歩みだしました。サービス供給者も多様となって、利用する住民は、自らの意思でサービスを選択し、契約し、費用と責任を負担するとされています。

<課題>

- * 地方分権が進み、住民に身近な市町村に福祉サービスの権限が委譲されている中、市町村における地域福祉を推進する仕組みを構築していく必要があります。
- * 地域で生活する人の視点から出された「多様な福祉課題」に、住民の参加を得ながら地域全体で取り組んでいくような地域福祉の仕組みを構築していくことが求められます。
- * 選択 - 決定 - 契約 - 利用という福祉サービスのシステムの中で、利用者の自立が強く求められ、福祉サービス基盤の整備やサービス事業者の情報の提供、利用者の権利を擁護する仕組みづくり等が必要となっています。

<福祉サービスのシステムにおける利用者と提供者の関係>



* 福祉サービスを選択できるようにするための基盤を質・量ともに充実させることが必要

* 利用者保護の仕組みが必要 (福祉サービス利用援助事業、苦情解決等)

一方で、地域の中から、自発性、主体性を持った「ボランティア」活動や営利を目的としない、地域に貢献する事業体としての「NPO（民間非営利団体 = Non Profit Organization）」等、住民の新しい動きなどが見られます。

<課題>

- * 各地域で芽生えている様々な住民の活動を認識し、これらの新たな動きを今後の地域福祉進展のためにうまく取り入れ、生かし、地域全体の福祉力の底辺を広げ、高めていく必要があります。

2 京都の福祉」のこれまでとこれから

京都には、先駆的な福祉活動の記録や福祉施設発祥の地としての歴史が各地域に数多く残されています。また、これまでの「京都の福祉」において特徴的なこととして、人権を尊重し、生活の向上をめざした当事者や家族、関係者による自主的・主体的な福祉活動と幅広い府民や行政等の協働により、福祉の仕組みを育て発展させてきた京都の「福祉文化」があげられます。

<例えば・・・>

府内各地の様々な福祉施設や共同作業所づくり、障害者のコミュニケーションバリアフリーの人づくり・地域づくり施策、精神に障害のある人の地域生活を支援する「こころの健康推進員」制度、ひとり親家庭の相談援助と自立支援の取組、地域住民に密着した相談や援助活動を展開してきた隣保館事業、地域の寝たきりや一人暮らし高齢者等に対する住民相互の助け合いや「小地域ネットワーク活動」等があります。

今後とも、このような取組の成果と蓄積を受け継ぎながら、地域における同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に係る様々な福祉や人権の課題を解決していくため、子ども・高齢者・障害のある人等の福祉施設や福祉向上と人権啓発の拠点としての隣保館、そして、社会福祉協議会やNPO、ボランティア等の地域の福祉資源について、それぞれの役割に応じた活用を図っていく必要があります。

府民の一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、行政がその責務を果たすことはもとより、より多くの府民の参加を得て、府民と行政との協働により、これからの「京都の福祉」を地域から創り上げていくことが求められています。

<課題>

- * 府内各地域において、これまでの「京都の福祉」の蓄積というべき人材や施設、人と人のつながり等の福祉資源が生き続けており、この「地域の福祉力」を新たな課題の解決にどのように結びつけ、地域福祉の展開の可能性を見つけ出すかが、これからの「京都の福祉」の構築に向けての大切なポイントとなります。

第3章 地域福祉を推進するための考え方

第3章の概要

1 基本目標	府民一人ひとりが、地域において、その人らしい自立した生活を安心して送ることができるようみんなで支えていく
* 地域福祉推進のための4つの視点	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の尊厳と人権の尊重 ・住民参加と協働 ・地域の特性を踏まえた「京都の福祉」の発展 ・担い手及び体制の整備と福祉資源のネットワーク化
2 地域福祉推進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、地域の福祉課題を共有化することが必要 ・住民参加と協働の第一歩として市町村は地域福祉計画の策定を

<基本目標>

府民一人ひとりが、地域において、その人らしい自立した生活を安心して送ることができるようみんなで支えていく

<推進のための4つの視点>

個人の尊厳と人権の尊重	住民参加と協働	地域の特性を踏まえた「京都の福祉」の発展	担い手及び体制の整備と福祉資源のネットワーク化
-------------	---------	----------------------	-------------------------

<地域福祉推進に向けて>

市町村においては住民の参加 合意を得て、計画的に地域福祉の推進を府においては、広域的整備や調整を

1 基本目標と地域福祉推進のための4つの視点

地域には、一人ぐらしの高齢者や障害のある人、子育てや失業、疾病など、日常生活を送る上で様々な福祉ニーズを持ち、何らかの支援を必要としている人々があります。

また、地域社会において、人と人とのつながりが希薄になる中で、不安やストレス、社会的排除や摩擦、社会的孤立や孤独といった問題が重複・複合化しています。

このような地域の生活課題の解決を図り一人ひとりの住民が自立した生活を送ることができるよう地域の福祉資源の整備とネットワーク化を進めるとともに、住民参加と公私協働の仕組みを整備することにより福祉コミュニティを構築していくことが地域福祉の目標です。

地域福祉を推進していくためには、支援を要する人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し社会に統合する「ともに生きる社会づくり」(ソーシャル・インクルージョン)と誰もが一人の人間としてできる限り普通の生活が送れるような条件を整えるようにする(ノーマライゼーション)の理念に基づき、個人として尊重され、自立した生活を送ることができるよう地域社会を築いていくことが求められています。

そして、府民が福祉サービスを利用しやすいように、地域でのサービス提供体制が整備されるとともに、地域における人と人のつながりの回復を図ることにより、ともに支え合い、助け合っていくことが必要です。

また、地域の福祉課題を発見し、その解決を図るために府や市町村、社会福祉事業者、社会福祉に関する活動を行う者、府民が、相互に役割を分担して連携・協働した取組を進めていくことも重要です。

以上の考え方を踏まえ、府民一人ひとりが、地域において、その人らしい自立した生活を安心して送ることができるようみんなで支えていくことを基本目標として、次の視点に立って地域福祉を推進していくことが必要であると考えます。

地域福祉推進のための4つの視点

1 個人の尊厳と人権の尊重

地域福祉の推進に当たっては、支援を必要とする府民が個人として尊重され、人間としての尊厳を持って自立した生活を送ることができるようにすることが必要です。

同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに関する様々な人権問題に配慮し、府民一人ひとりが自立し、お互いを認め合い、ともに生きる社会づくりという視点に立った地域社会づくりに努めていくことが必要です。

2 住民参加と協働

一人ひとりの主体性を尊重した福祉を実現するために、住民の参加による地域の意思形成を行っていくことが必要となります。また、行政だけでは十分に対応できない分野について、さまざまな人々の協働により、これからの福祉を支えていくことが求められます。

3 地域の特性を踏まえた 京都の福祉」の発展

京都には、これまでに、人と人とのつながりを基本に生み出してきた「京都の福祉」ともいえる先駆的な風土があります。こうした京都の人々が培ってきた取組の成果と蓄積を今日に生かすとともに、地域の特性を踏まえて、現代の福祉の課題に地域からも積極的に挑戦し、未来に向けて前進していく必要があります。

4 担い手及び体制の整備と福祉資源のネットワーク化

利用者がサービスを自ら選択することのできる福祉社会を実現するためには、地域における担い手や情報などの福祉資源の整備とともに、判断能力が十分でない人が安心してサービスを利用できる環境が整備されている必要があります。

また、地域の擁するさまざまな福祉資源をネットワーク化し、全体として大きな「福祉力」ともいべき力を発揮できるようなシステムを構築していく必要があります。

2 地域福祉推進に向けて

これからの時代に向けては、社会福祉法第4条においても述べられているとおり行政のみならず、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉に関する活動を行うNPOやボランティアそれぞれが、地域社会の一員として、それぞれの立場で自らの役割を認識した、連携・協働による地域福祉の推進が求められることとなります。

<参考>

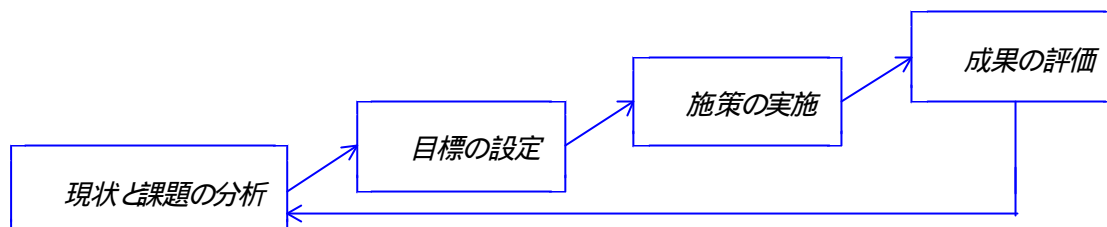
社会福祉法 第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

また、地方分権の進展により、福祉サービスの多くは、住民に身近な市町村が担うことになってきています。市町村にあっては、個別の福祉計画の策定により福祉基盤の整備が進められてきましたが、次の段階として、これらの基盤の上に住民参加と協働による地域福祉を推進するため、社会福祉法で定められた「地域福祉計画」の策定に着手することが望まれます。

また、その際、国の行財政改革等の状況を踏まえながら、財源問題や公費負担と利用者負担のあり方、施策の優先順位等についても検討が必要となりますが、合わせて、低所得者層への配慮や情報公開の推進と住民参加のシステムづくりの検討等住民との十分な合意のもとに進めていくことが大切です。

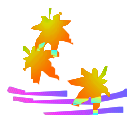
<市町村における計画的推進の4つの段階>



* 地方自治を取り巻く環境が大きく移り変わろうとしている時だからこそ、4つの段階を住民の参加・合意を得て計画的に推進することが求められる。

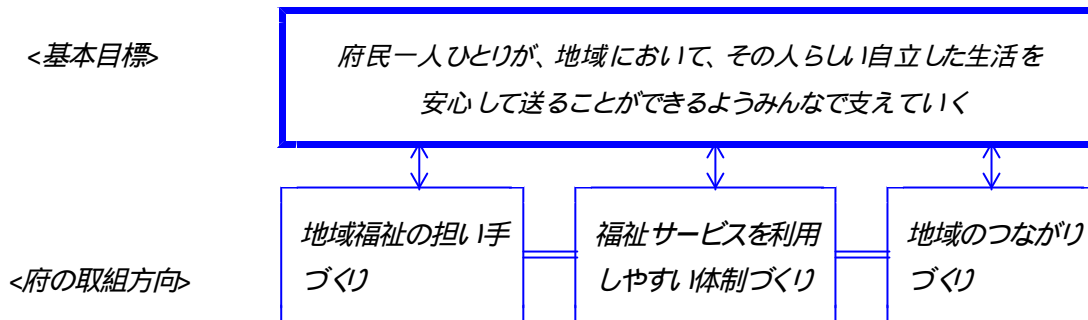
一方、京都府においては、福祉サービス基盤の広域的整備や調整、専門的な福祉人材の養成、利用者保護の仕組みづくりなど、広域的・専門的な課題について主に担当することとなります。

以上述べた視点に立って、次の第4章においては、府の取組方向を示し、第5章においては、市町村地域福祉計画について、その策定方法等を示すこととします。



第4章 府の取組方向

<基本目標と第4章(府の取組方向)の関連図>



第4章の概要

1 地域福祉の担い手づくり

- ・府民はサービスの受け手と同時に担い手
- ・府民との協働の仕組みを作っていくことが必要
- ・他人を思いやり助け合おうとする心の大切さの啓発

- 1 地域福祉を担う団体や人材の育成と確保
- 2 社会福祉事業に従事する人々の資質の向上と確保
- 3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

2 福祉サービスを利用しやすい体制づくり

- ・これまでに整備されてきた福祉資源の効果的活用
- ・相談 - 情報 - 福祉サービスの一連の提供体制が必要
- ・誰もが安心して、その人にふさわしい福祉サービスを受けられるよう環境整備等が必要

- 1 福祉サービスの相談と情報提供の推進
- 2 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり
- 3 地域福祉を推進するための基盤の整備
- 4 社会福祉サービスの質の向上と透明性の確保

3 地域のつながりづくり

- ・人と人とのつながりの希薄化によるきめ細かな日常生活支援の必要性の増大
- ・府民の自立生活を支える重層的なつながりが必要
- ・既存資源を福祉の視点で見つめ直すことが必要

- 1 地域生活支援のネットワークづくり
- 2 防災のネットワークづくり
- 3 人にやさしいまちづくり
- 4 生活関連分野との連携

1 地域福祉の担い手づくり

1 地域福祉を担う団体や人材の育成と確保

- (1) 府民等（住民組織、当事者団体）
- (2) 社会福祉事業を行う者（団体）
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者

2 社会福祉事業に従事する人々の資質の向上と確保

- (1) 社会福祉関係職員の資質の向上
- (2) 社会福祉関係職員の確保

3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

- (1) 広報啓発、情報提供の推進
- (2) 福祉教育、福祉体験学習等の推進

* 現状と課題等 *

- * 福祉サービスの利用者である府民は、サービスの受け手であると同時に担い手であり創造者でもあります。
- * 府民一人ひとりが主体的な力を高めるとともに、制度化された福祉サービスでは対応できない地域の課題に対して、様々な地域福祉の担い手を育て、協働の仕組みを作っていくとともに、専門家や学生ボランティア等の人的資源を豊富に有している「大学・短大等」の存在に目を向け、いかにして連携していくかといふ発想が必要となります。
- * サービスを供給する側の社会福祉関係職員の確保、資質の向上とともに、広く府民に対し、他人を思いやり お互いに助け合おうとする心の大切さを普及啓発していくことが必要です。

1 地域福祉を担う団体や人材の育成と確保

地域福祉の推進のためには、地域住民や社会福祉事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者がそれぞれの特性を生かしながら、相互の役割を分担し、連携した取組を行う

ことが必要であり、そうした地域福祉を担う団体や人材の育成・確保に向けた支援が必要です。

(1) 府民等 (住民組織、当事者団体)

府民一人ひとりが、地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、住民が主体となって地域福祉を推進していくことが大切です。

地域の福祉課題に対する府民の関心や共通認識を高め、様々な地域福祉活動や地域社会づくりへの参加を促進するためには、そのきっかけづくりや意識向上の方法を工夫していくことが求められています。

地域生活を送る上で、隣近所や自治会 (町内会)、女性団体、老人クラブ等幅広い地域住民・団体のつながりが大切な役割を果たしており、このような地域活動を通して、誰もが気軽に社会福祉に関する活動に参加できるような環境整備を促進していく必要があります。

<施策の方向>

- ◇ 府民の地域福祉への主体的な参加を促進するための広報啓発や福祉体験活動、ボランティア活動等の多様な取組を促進します。
- ◇ 市町村の地域福祉計画の策定等をはじめとした多様な住民参加活動を促進するための技術的支援を行います。
- ◇ 当事者の主体的な活動や社会参加を促進するための仲間づくりは重要であり、高齢者や障害のある人、子育て家庭等と同じ立場に立ったピアカウンセラーの育成を促進します。

<地域の動き / 活動事例>

加茂町岡崎区内 80歳以上住民 気晴会 (きばろうかい)

「わいわいおしゃべりしてみませんか」と、発起人が呼びかけ、家に閉じこもりがちな80歳以上の高齢者で「気晴会」が結成されました。

5人の役員を選び、2カ月に1回程度、会を催し、食事会 (炊き込みご飯、五目寿司、おにぎり、時には出前) やカラオケ、健康チェック、ミニ講演会、七夕まつり 思い出話などにより、交流を深めています。

この会は、計画・立案は高齢者、送迎・会場設営・準備は協力者 (老人クラブ会員、社協役員、民生委員・児童委員) が行っているところに特長があります。

* 成果 *

参加をするためにおしゃべりをするだけでも楽しく元気が出てくるとのこと。

子どもと高齢者との交流もできる。

* 加茂町



(2) 社会福祉事業を行う者 (団体)

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図るための推進・調整役としての社会福祉協議会の役割が、今後一層期待されることから、それに見合う組織力の向上や事業・活動を充実させる必要があります。

また、京都府社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会の地域福祉推進の取組を総合的に支援するなど広域調整を行う組織としての役割が期待されています。

<施策の方向>

- ◇ 社会福祉協議会等が行う地域の支え合い活動の支援を行います。
- ◇ 京都府社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会へ指導・助言等を行えるよう支援します。

共同募金会

共同募金は、地域福祉推進のための多様な活動を支援するとともに、「寄付」を通して、住民相互の助け合いの気持ちを広げ、地域のつながりづくりに資する役割が期待されています。

また、共同募金への理解を深め、より広く協力を得るためには、寄付金の配分先や内容等の情報公開を推進し、共同募金事業の透明性・公正性のより一層の確保を図る必要があります。

社会福祉法人

社会福祉法人は、その職員や施設等、地域における重要な福祉資源として、施設利用者だけでなく、地域福祉サービスの拠点の一つとして、その有している機能を地域住民のニーズを満たすために活用していくことが期待されています。

<施策の方向>

- ◇ 災害や緊急時の対応、低所得者への配慮等社会福祉法人でなければならない役割を、地域福祉の担い手として、積極的に果たしていくことができるよう社会福祉法人への働きかけを行います。

特定非営利活動法人 (NPO法人)

地域において住民の自主的・主体的な社会貢献組織であるNPO法人の社会福祉事業者としての活動が広がっています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応できる、このよう

な活動が適切に推進されるような取組を進めていくことが求められています。

<施策の方向>

- ◇ NPO法人が、活動しやすい環境の整備を行います。

民間事業者

地域での福祉サービスの提供者として、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他サービスとの連携に取り組むとともに、地域の福祉ニーズにもとづき新たなサービスやプログラムの開発等が求められています。

(3) 社会福祉に関する活動を行う者

民生委員・児童委員等（民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、こころの健康推進員、母子福祉推進員）

民生委員・児童委員をはじめとして各種相談員は、地域における住民の最も身近な相談相手であり、課題の発見者として、また、支援者としての役割がますます重要になっています。

民生委員・児童委員等各種相談員制度の周知徹底を図るとともに、今日の複雑な福祉ニーズに地域において的確かつ迅速に対応できるよう資質の向上に努めていく必要があります。

<施策の方向>

- ◇ 民生委員・児童委員等各種相談員の相互の連携を進めるとともに、各地域ごとの民生委員組織の活性化を図ります。
- ◇ 民生委員・児童委員等、地域福祉活動の推進役を担っている人々に対して、必要な知識・技能等の研修を行います。

<地域の動き / 活動事例> 野田川町民生児童委員協議会 子育て支援事業

町内の小学校就学前の子どもを持ったお母さん達を対象に、旧村単位に交流の場や悩みの相談の場、親子が一緒に遊べる場を設けています。運営にあたり、食生活改善推進員や他のボランティアの協力を得ています。

平成14年度からは子育てに関する町の事業や制度をまとめたパンフレットを作成して、新生児のお宅を訪問しています。

* 成果 *

お母さん達の交流の場づくり。子育て中の世帯への民生委員・児童委員の存在の周知。

* 野田川町



ボランティア、ボランティアコーディネーター

住民の自主的・主体的な社会貢献活動であるボランティア等の活動が広がっています。住民の多様なニーズに柔軟かつ機敏に対応するために、このような活動を促進するとともに、その自主性を尊重した協働・連携の取組を進めていく必要があります。

<施策の方向>

- ◇ ボランティアセンターにおけるボランティア活動の需給調整や相談等への支援を行います。
- ◇ ボランティアが活動しやすい環境の整備促進への支援を行います。
- ◇ ボランティアコーディネーター等に対して、地域福祉の推進役として必要な知識・技能等の研修を行います。

<地域の動き / 活動事例>

宇治市社協及びNPO法人宇治市の精神保健福祉をすすめる会かわせみ
コンタクトパーソン(友達交流サービス)

「職業訓練の日に電話で声かけを行う」
「グループホームの入居者と交流できるように働きかける」
「学校帰りの時間を有意義に過ごす」

このサービスはデンマークやスウェーデンにおいて、「コンタクトパーソン」という事業名で、知的障害や精神障害のある市民を対象に取り組みされてきました。人間らしく暮らすためのお手伝いや自信の回復ということを目指した「マンツーマン方式」です。

宇治市社協とかわせみでは、高齢者や知的及び精神に障害のある人を対象として、府共同募金会の「先駆・開拓的福祉サービス事業」の配分金を活用し、試行的に実施しています。

* 成果 *

サロンやサークル等の交流活動が困難な方へのサービスとなる。

ニーズの精査と、交流経費等費用負担のあり方等が課題。

* 宇治市



2 社会福祉事業に従事する人々の資質の向上と確保

社会福祉事業に従事する多様で質の高い人材の養成や確保について、事業者等との連携の中で取組を進めていく必要があります。

(1) 社会福祉関係職員の資質の向上

<施策の方向>

- ◇ 優れた専門性と人権感覚、豊かな人間性等を備えた質の高い福祉人材を育成するため、研修等の充実を行います。
- ◇ 福祉人材の育成のため、福祉関係大学等と連携を進めます。

(2) 社会福祉関係職員の確保

<施策の方向>

- ◇ 社会福祉関係職場での就職を希望する府民への相談や情報提供、就職の斡旋等を行う福祉人材 研修センター機能の充実を図ります。
- ◇ 社会福祉事業者による職員の働きやすい条件や環境を整備するための取組を支援します。

3 積極的な広報啓発と福祉教育の充実

一人でも多くの府民が地域や福祉に関心や理解を持ち、可能な範囲において、福祉活動に参加することは、地域の実質的な福祉力を高める重要な第一歩であり、各地域の状況に応じて、「関わる福祉（参加する福祉）」を目指した広報啓発、福祉教育活動等を支援していくことが大切です。

(1) 広報啓発、情報提供の推進

府内全域での取組を進めるためには、先進的・先駆的な活動や優れた取組等の情報を、府内の各地域へ提供・循環させていく必要があります。

<施策の方向>

- ◇ 地域福祉活動への参加を促進するため、住民が主体となった地域での福祉活動に関する情報の収集や提供に努めます。
- ◇ 多様なコミュニケーション手段を活用して、福祉関係情報を誰にもわかりやすく提供できるように工夫します。（情報のバリアフリー化の促進）
- ◇ 企業等によるボランティア休暇制度の理解や導入に向けた働きかけを行います。

(2) 福祉教育、福祉体験学習等の推進

「京都の福祉」の未来に向けて、福祉に対する理解を深める福祉教育や福祉体験学習等の取組は、一人の人が人として大きく成長するきっかけとなるとともに、自主的な社会貢献活動への府民の参加を促すきっかけとして、次代の福祉の基盤を固めるためにも、特に積極的に推進していく必要があります。

<施策の方向>

- ◇ 子どもから高齢者まで全ての府民に対する福祉教育や多様な福祉体験学習活動を推進します。
- ◇ 福祉問題に関する住民自身の自己学習や相互学習が促進されるよう、学習方法等の情報提供や学習機会の確保等の支援に努めます。

<地域の動き / 活動事例>

シンシアリィ 東舞鶴高等学校 ボランティアクラブの活動

ふれあい活動として、みずなぎ学園(知的障害者授産施設)を訪問しています。とりわけ2年前には、入所の方々と給食袋を作製。タオルを一枚ずつ入れて、NGOを通じ、ネパールのムスタン地方の子ども達に寄付する活動を行いました。

手で食事をするムスタン地方では、食前に手を拭くタオルとそれを入れる給食袋が必要ですが、物資不足で普及が進んでいません。こうした事情を知ったボランティア部のメンバーの呼びかけが取組のきっかけとなりました。

平成14年度からは、同校に隣接する保育園「タンポポハウス」で保育のボランティア活動を行っています。その他、外部から依頼のあったイベントの手伝いや校内清掃など少人数でも可能なボランティア活動に積極的に取り組んでいます。

* 成果 *

高校生がふだん接する機会の少ない障害のある人や乳幼児とふれあう機会の提供。

自分達の活動が小さいながらも社会の役に立っているという充実感。

生徒達の豊かな人格形成。

* 舞鶴市



2 福祉サービスを利用しやすい体制づくり

1 福祉サービスの相談と情報提供の推進

- (1) 身近な相談窓口の充実
- (2) 専門相談機関とのネットワークづくり
- (3) 福祉サービスに関する情報の収集及び提供

2 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり

- (1) 福祉サービスの利用援助
- (2) 福祉サービスの苦情解決

3 地域福祉を推進するための基盤の整備

- (1) 福祉関係計画に基づくサービス提供基盤の整備
- (2) 社会福祉事業の健全な発達
- (3) 社会福祉法人、社会福祉施設の機能の活用

4 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

- (1) 情報公開の推進
- (2) サービス評価の推進

* 現状と課題等 *

- * 福祉関係計画等により、これまでに整備されてきた福祉資源を、地域で、府民が自立した生活を安心して送ることができるよう有機的に連携させ、効果的に活用していくことが必要です。
- * 府民が福祉サービスを自ら選択・決定することができるためには、「相談」、「情報」、「福祉サービス」の提供体制等の整備が必要です。
- * 誰もが安心して、その人にふさわしい福祉サービスを利用することができるように環境整備を推進するとともに、利用者の人権に配慮した福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

1 福祉サービスの相談と情報提供の推進

府民が福祉サービスを利用する場合に、気軽にサービス内容や事業者等について相談でき、適切な情報を得ることができるような窓口が、身近なところで、多様に、体系的に整備されることが大切です。

(1) 身近な相談窓口の充実

府民が福祉サービスに関する様々な問題等について、気軽に相談できる窓口が身近なところで多様に整備されることが必要です。

<施策の方向>

- ◇ 民生委員・児童委員等の各種相談員の周知に努めるとともに、相談活動の充実を支援します。
- ◇ 府民がいつでもどこでも相談ができるよう ITを活用した福祉相談や社会福祉法人、NPO法人等住民による自主的な相談活動が円滑に行われるよう支援します。
- ◇ 身近な相談の窓口として、市町村役場、在宅介護支援センター、障害者生活支援センター、地域子育て支援センター、隣保館、市町村社会福祉協議会等既存窓口の活用を図るとともに、非行、虐待など複雑な問題を抱える子どもや家庭に対する相談指導、児童相談所等との連絡調整などを行う児童家庭支援センターの整備を行います。

(2) 専門相談機関とのネットワークづくり

福祉サービスに関する複雑で専門的な相談に対応できるよう広域的に設置されている各専門機関の相談体制を充実し、地域の身近な相談窓口とのネットワークづくりを推進することが必要です。

<施策の方向>

- ◇ 障害のある人や高齢者、子ども等に関する広域的な専門相談機関（身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉総合センター、児童相談所、府保健所等）の相談体制の充実に努めます。
- ◇ 児童相談所や保健所、関係機関による市町村域、府域など重層かつきめ細かなネットワークを拡充し、虐待防止のための取組を強化します。

(3) 福祉サービスに関する情報の収集及び提供

福祉サービスに関する広域的な情報の収集や提供に努めるとともに、府民の間に情報格差が生じないような配慮や仕組みづくりを促進することが必要です。

<施策の方向>

- ◇ 児童虐待防止について、インターネットを活用した啓発 情報提供を進めるとともに、京都府のホームページを社会福祉関係機関のホームページとリンクさせる等、ITを活用した福祉サービスの提供に努めます。
- ◇ 障害のある人や高齢者の情報通信利用等による社会参加を促進するため、情報提供システムの構築や日常的な交流を通じた情報提供などを促進します。

<地域の動き / 活動事例>

NPO法人権利擁護センター相楽 障害のある人や家族の権利擁護 その他の相談等

日常生活から人権に関わることまで、お聞かせ下さい。障害のある子どもを育ててきたお父さん、お母さん達が主に相談にのります。ピア(仲間)カウンセリングと言います・・・こうしたパンフレットを発行し、障害のある人の日常生活に関する相談や金銭管理・財産管理、障害のある人や家族の権利擁護等の事業を行っています。

「あそこに行ったら、必要なときに親身に相談にのってくれる。なんとなく気が楽になった。」そのような場所をつくりたいと考えました。

* 成果 *

悩みを聞いた上で、自分達の経験談を話しつつアドバイスするので、相談する人も納得する。

* 相楽郡



2 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり

福祉サービスが「措置制度」から「契約制度」に移行する中で、府民が自分に合ったサービスを自由かつ適切に選択し、安心して利用できるような仕組みづくりを推進するとともに、サービス内容等に対する苦情を受け止め、その解決を図る仕組みづくりを推進していくことが必要です。

(1) 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを必要とする府民が安心して利用できる仕組みづくりを、市町村や社会福祉協議会、社会福祉事業者、NPO等と連携しながら推進していくことが求められます。

<施策の方向>

- ◇ 社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業を支援するとともに、利用促進のための普及啓発を行い、市町村における実施体制の整備を支援します。
- ◇ 成年後見制度の普及啓発に努めます。
- ◇ 利用者の権利が侵害されないよう、利用者の立場を尊重して社会福祉事業者に対する権利擁護に関する普及啓発に努めます。

(2) 福祉サービスの苦情解決

安心して苦情を申し立てられる環境の中で福祉サービスの利用に関する利用者からの苦情を適切に解決するため、公正・中立な機関である運営適正化委員会の相談 あっせん機能等の充実が必要です。

<施策の方向>

- ◇ 各社会福祉事業者による苦情解決体制の整備を指導するとともに、運営適正化委員会による苦情解決の仕組みの普及啓発に努め、府内の苦情解決の仕組みづくりを推進します。

<地域の動き / 活動事例>

京都府社会福祉協議会 福祉サービス利用援助事業

「お金がない」といって、知的障害のある生活保護受給中の一人暮らしの男性が福祉事務所に訴えてこられました。金銭管理能力が不十分なため、手持ちのお金を一度に使ってしまい、明日からの生活のためのお金もなかったためでした。

また、詐欺事件をきっかけに、民生委員から「被害者は高齢で自分のお金の管理がむずかしいが・・・」と相談が入ったケースもありました。

このように、判断能力が不十分である人にとっては、日常的な金銭管理なども困難となっている場合があります。また、福祉サービスを利用する手続きや福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助等、誰かがどこかが支援する必要がありますが、民生委員やケースワーカーでは、そこまでの対応はできません。

最近では、ケースワーカー、民生委員、ケアマネジャー等を通じ、この事業を利用される例が増えています。社会福祉協議会では、組織的に対応するとともに、「一人ひとりの状況に応じた支援」を、関係機関とのネットワークを築きながら進めていきたいと考えています。

* 成果 *

高齢者・障害のある人等が、地域で自立した生活ができるようにするための支援のひとつ。社協のコーディネートにより、このサービスを中心とした「見守りネット」ができる。福祉サービスを利用する際の不安や金銭管理の不安が解消される。



3 地域福祉を推進するための基盤の整備

この計画は様々な他の施策と連携してサービス等を提供することにより、住民ニーズに的確に応えられるものとなります。こうした趣旨から、既に策定している京都府高齢者保健福祉計画や京都府障害者基本計画、京都府子育て支援計画等に基づく地域福祉の推進も合わせて見ていく必要があります。

(1) 福祉関係計画に基づくサービス提供基盤の整備

福祉関係計画に基づくサービス提供基盤の整備の推進が必要です。

<施策の方向>

- ◇ 福祉関係計画に基づく福祉サービス提供基盤の整備をさらに促進するとともに、各地域において有効に活用できるよう連携を図ります。

(2) 社会福祉事業の健全な発達

今後、社会福祉法人以外にもNPO等多様な事業者が数多く参入する中で、社会福祉事業者として適正な運営が確保され、地域福祉の時代にふさわしいサービスの充実がなされるような取組が必要です。

<施策の方向>

- ◇ 社会福祉法人が業務内容や組織のあり方を分析し、経営改革が行えるよう社会福祉法人に対する経営相談を充実させます。
- ◇ 事業者において適切なサービスが提供されるよう 指導監査や実地指導の充実に努めます。

(3) 社会福祉法人、社会福祉施設の機能の活用

税制等社会福祉法人が優遇されていることを考慮し、災害や緊急時の対応、低所得者への配慮等社会福祉法人でなければならない地域の福祉ニーズに対し、地域福祉の担い手として、その役割を積極的に果たすことが求められています。

また、社会福祉施設についても、交流の場の開放等、地域福祉の拠点としての役割を果たすことが期待されています。

<施策の方向>

- ◇ 社会福祉法人や社会福祉施設に対し、地域住民のニーズに対応したサービスの実施や交流とコミュニケーションの場の提供等、地域福祉の担い手として積極的な役割を果たすよう働きかけを行います。

4 福祉サービスの質の向上と透明性の確保

社会福祉事業者は、利用者の立場に立って、良質で満足いく、心のこもった専門的なサービスを提供できるよう 職員研修の充実等に努めるとともに、利用者の権利が十分に守られるように配慮しつつ、情報公開やサービス評価の推進を図ることが必要です。

(1) 情報公開の推進

多数の事業者が提供するサービスの中から、利用者が自分にとって最適なサービスを選択するために必要な事業者の特性やサービス等のデータについて、十分な情報が得られるよう情報公開体制の整備が必要です。

<施策の方向>

- ◇ 社会福祉事業者に対して、積極的に情報公開を行うよう指導・助言を行い、利用者が利用しやすい環境整備に努めます。

(2) サービス評価の推進

福祉サービスの質の向上のために、事業者自身による自己評価や点検とともに、信頼に足る第三者による、透明性の高いプロセスによる公正な評価の仕組みが必要です。

<施策の方向>

- ◇ 社会福祉事業者がサービスの自己評価や点検に積極的に取り組むよう指導・監査の機会等を通して、指導・助言を行います。
- ◇ 介護保険サービスについては、「京都府介護サービス評価検討委員会」等により利用者が健全で質の高い介護サービス事業者を選択できる仕組みづくりを進めます。
- ◇ その他の福祉サービスについても、京都府の実情に応じた第三者評価制度の推進に努めます。

3 地域のつながりづくり

1 地域生活支援のネットワークづくり

- (1) 住民相互の支え合い活動の促進
- (2) 地域での新しいつながりを築く取組の支援 活動の拠点の確保

2 防災のネットワークづくり

- (1) 福祉救援ボランティア活動の基盤づくり
- (2) 関係機関ネットワークづくりと社会福祉施設の機能の活用

3 人にやさしいまちづくり

- (1) 施設等の環境整備
- (2) とともに支え合うやさしい心のつながりづくり

4 生活関連分野との連携

* 現状と課題等 *

- * 人と人とのつながりが希薄になっている地域において、福祉ニーズも多様化し、きめ細かな手助け(日常生活支援)を必要としている人がいます。
- * 住民同士がともに支え合うつながりを築き、関係機関相互のつながりを強め、支援を必要とする人と福祉サービスをつなぐ、府民の自立した生活を支援するネットワークを重層的に築いていく必要があります。
- * 地域のさまざまな資源、人材、情報等を「これは福祉に生かせないか」という視点で見つめ直し、福祉資源としてネットワーク化し、「福祉力」ともいふべき力を地域で発揮できるようなシステムを構築していく必要があります。

1 地域生活支援のネットワークづくり

行政だけでは対応できない、日々の生活上の課題を抱えている人々を支援するためには、

幅広い住民と関係機関の協働による、助け合いの福祉を目指した「地域生活支援ネットワーク」などの取組を進めていく必要があります。

また、こうした地域での取組は、幅広い世代や男女共同参画による必要がありますが、とりわけ次代を担う若い世代が参加しやすいよう、活動時間や場所、活動内容等について十分な配慮を行うことが必要となります。

(1) 住民相互の支え合い活動の促進

地域において、支援を必要とする住民を発見し、見守りや友愛訪問等を行うことにより、ともに助け合う関係を築くとともに、福祉サービスや行政等関係機関につなぐ地域全体の支え合いの仕組みを整備していく必要があります。

<施策の方向>

- ◇ 市町村社会福祉協議会等を中心に実施している高齢者や障害のある人、子育て家庭等を対象とした交流活動（住民が自主的に運営するサークル、集い）の場を促進します。
- ◇ 見守り等の支え合い・助け合い活動が促進されるよう、地域福祉の推進役の活用や、情報提供、ネットワークづくりへの技術的支援を行います。
- ◇ 地域住民相互の支え合い活動と在宅介護支援センターや障害者生活支援センター、隣保館等との連携を図ります。
- ◇ 支援を必要とする人々や家族、関係者が、同じ立場に立つとともに支え合えるように、その交流や仲間づくりを促進していくことが必要であり、広域的な活動交流や情報提供等の支援を行います。

<地域の動き / 活動事例> 綾部市社会福祉協議会 ふるさと綾部の老人を守る会

親を綾部に残し、綾部から離れたところで生活している綾部出身者が会員となって運営しています。会の目的は、「ふるさとの親が安心して暮らしていける＝ふるさと綾部の老人を守る」ということです。

具体的には、友愛訪問や病気で入院されている方に対する慰問、また、甲問等を民生委員の協力を得て、実施しています。その他、会報を作成し、会員と高齢者に配布する取組や高齢者同士の交流のための日帰り旅行等を行っています。

年を重ねた親をふるさとに残している会員の「親を思う気持ち」を、気持ちだけに終わらせずに、取組を進めるための基盤として、昭和46年に組織されました。

* 成果 *

友愛訪問の組織化。

地域外に出た人が、ふるさとを支援するための拠りどころにもなっている。

* 綾部市



<地域の動き/活動事例>

乙訓マインドネット 憩いと集いの場としてのサロン「サロンむらい」

現在、休診している医院の診察室・待合室を無償で借りて、毎週土曜日にこころのケアに関する活動を目的として、ボランティア、市民、精神保健福祉ユーザー相互の出会いや情報交換、相談等を行っています。

また、現在、シニアサロンの計画も進行中です。

* 成果 *

土曜日は作業所などが閉所のため、居場所として有効。

ボランティア自身の集える場の確保ができた。

写真展を開催したり、バザーを行うなど市民との交流へも発展していく芽となっている。

* 長岡京市

<地域の動き/活動事例>

メンズボランティア「手助け隊」 男性の技術・特技を生かしたちょっとしたお手伝い

城陽市社協主催の「男性ボランティア入門講座」受講者によりグループを結成(主なメンバーは定年男性)しました。

高齢者や障害者世帯の方を対象に、業者に頼むほどではないが、男手がちょっと必要な、日曜大工や力仕事、電球の取り替えなどを無償で実施(材料費がいる場合は実費が必要)しています。

* 成果 *

かゆいところに手が届くような助け合いの絆を再認識する取組となっている。

定年後のライフワークとして地域と関わりを持つ一つの方向。

* 城陽市

(2) 地域での新しいつながりを築く取組の支援・活動の拠点の確保

制度化された福祉サービスでは対応できない、様々な福祉ニーズ等に対応する地域住民の自主的で自立した取組を育成していくことが求められています。

また、社会福祉施設だけでなく、住民が集まりやすい公共施設や商業施設等に福祉の交流機能を持たせていくことも大切です。

<施策の方向>

- ◇ 地域の様々な福祉ニーズに対応したNPOやボランティア活動、地域通貨制度等の新しいつながりを築く住民等(住民、NPO、ボランティア)の取組に対して、情報提供等の技術的支援を行います。
- ◇ 子育てサークル活動支援及び子育てに関する相談・情報提供を行う地域子育て支援センターの拡充、地域における子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進等、地域の子育て支援機能を強める取組の推進に努めます。

- ◇ 地域住民に身近な社会福祉施設等の既存施設(高齢者・障害者・児童福祉施設、隣保館、公民館等)をはじめ、地域の様々な資源(商業施設、空き家、空き店舗、休耕地ほか)を、交流とコミュニケーションの場として活用し、住民のネットワーク活動の拠点づくりを促進します。

<地域の動き/活動事例> 野中商店街活性化チーム ふれあいサービス

久美浜町では、65歳以上の高齢者が30.6%(H15.4.1現在)となり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。このような中、野中商店街でも店主の高齢化が進むとともに、近隣市町に進出している大型店舗の影響で、売上が減少し、地域が低迷している状況にあります。

このため、商店街の有志でグループを作り、府の「高齢者地域活性化推進事業」を活用して、地域の高齢者世帯を対象に生活必需品等(手作り弁当を含む)の宅配サービスを行っています。利用者には会員登録をしていただき、定期的な訪問を行います。また、生活相談なども併せて行い、生活利便の向上等も図っています。

* 成果 *

足の不自由な方や車等に乗れない高齢者世帯などの生活必需品の買い物支援。

* 久美浜町

<地域の動き/活動事例> 大江町社会福祉協議会 ふれあい郵便事業

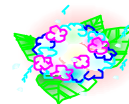
大江郵便局の協力を得て、町内の78歳以上の一人暮らしの方(約50名)にボランティアの作成した手づくり絵はがきを月2回、配達しています。

ポストに単に入れるのではなく、安否確認を目的に直接手渡しで2日間かけて配達し、両日とも不在の場合は、社協に報告。社協が電話などで安否確認をします。

* 成果 *

対象者の方から社協にありがとうの電話が。また、お手紙も。
郵便局外務員から、対象者の方の安否情報や福祉ニーズ等がわかる。

* 大江町



2 防災のネットワークづくり

阪神・淡路大震災等の教訓からも、地域での日常的な人と人とのつながりが、地震や風水害、火事等の災害時における安否確認や相互の助け合い活動に影響します。

防災面からも地域における福祉力を高めながら、災害時への対応力を備えるネットワークづくりを意識的に行うことが必要です。

(1) 福祉救援ボランティア活動の基盤づくり

災害等いざというときに対応できるよう、市町村において、福祉救援ボランティア活動の基

盤を住民の協力を得て整備していくことが求められています。

<施策の方向>

- ◇ 災害時にボランティアの需給調整や活動支援を行う福祉救援ボランティアコーディネーターの養成を支援します。
- ◇ 福祉救援ボランティア活動のマニュアル等の活用により、市町村の取組が推進されるよう技術的支援を行います。

(2) 関係機関のネットワークづくりと社会福祉施設の機能の活用

防災を意識した、関係機関のネットワークづくりや社会福祉施設等との共同の取組を日常的に推進していくことが求められています。

<施策の方向>

- ◇ 災害時に備え、広域的に、関係団体相互の日常的な活動交流に努めるとともに、防災意識の向上が図られるよう支援します。
- ◇ 災害時に、要配慮者を支援できるよう、社会福祉施設における日常的な防災体制の整備を指導します。

3 人にやさしいまちづくり

京都府福祉のまちづくり条例」の理念に基づき、全ての府民の社会参加を促進するための物心両面からの環境整備を行うとともに、情報格差が生じないような配慮や仕組みづくりを促進していくことが求められています。

(1) 施設等の環境整備

高齢者・障害のある人・子どもや子育てをしている人が暮らしやすいまちは、すべての府民にとっても暮らしやすいまちであるという考え方のもと、施設や交通機関等の環境の整備が進められています。

<施策の方向>

- ◇ 高齢者や障害のある人等全ての府民が安心して移動や利用、生活ができるように、建築物や道路、公園、鉄道駅舎等の施設の整備を進めます。
- ◇ 身体に障害のある人もない人も、ともに安心して自然とふれあえるような機会づくりを進めます。

(2) ともに支え合うやさしい心のつながりづくり

様々な人がお互いを理解し、日常的に交流できるような地域社会づくりを進めるために、と

もに支え合うやさしい心を府民の間につなげていくことが求められています。

<施策の方向>

- ◇ 「ユニバーサルデザイン」の考え方を基調とした、「人にやさしいまちづくり」の普及啓発に努めます。
- ◇ 障害のある人や高齢者の情報通信利用等による社会参加を促進するため、情報提供システムの構築や日常的な交流を通じた情報提供などを促進します。

4 生活関連分野との連携

地域住民の福祉課題に対応し、自立した生活を支援するためには福祉サービスだけではなく、保健、医療、教育、就労、住宅、交通、環境、防犯、まちづくり等生活関連分野との連携を円滑に行っていくことが必要となります。

<施策の方向>

- ◇ 福祉教育や福祉学習が効果的に行われるよう 学校教育や社会教育、青少年健全育成の取組等との連携を図ります。
- ◇ 保健所などにおける健康づくりをはじめとした保健・福祉・医療の連携を強化します。
- ◇ 高齢者や障害のある人等の雇用対策や生きがい対策に取り組めます。
- ◇ 高齢者や障害のある人等の地域での生活の場を確保する取組との連携を図ります。
- ◇ 犯罪被害を受けやすい高齢者や障害のある人、子ども等の地域での安全を確保するため、犯罪のない安心・安全なまちづくりの取組との連携を図ります。



第5章 市町村地域福祉計画について

1 市町村地域福祉計画と府の取組

* 現状と課題等 *

- * 市町村においては、老人保健福祉計画をはじめとした個別の福祉計画の策定と実施が進められ、それぞれ成果をあげてきているところです。
- * 地域福祉計画は、その次の段階として、これらの社会福祉に関する諸計画により整備されてきた資源について、最も効率的に活用出来るよう 総合的な視野から地域全体としての取組を進めるための将来を展望する役割が期待されるものです。
- * 京都府内の各市町村においては、地域全体の福祉力を高めるためにも積極的に策定に取り組むことが望まれます。

1 地域福祉計画策定のための支援等

京都府においては、市町村が地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるよう 京都府の地域性を踏まえながら、府としての支援計画に基づき市町村の計画策定への支援を行います。

<施策の方向>

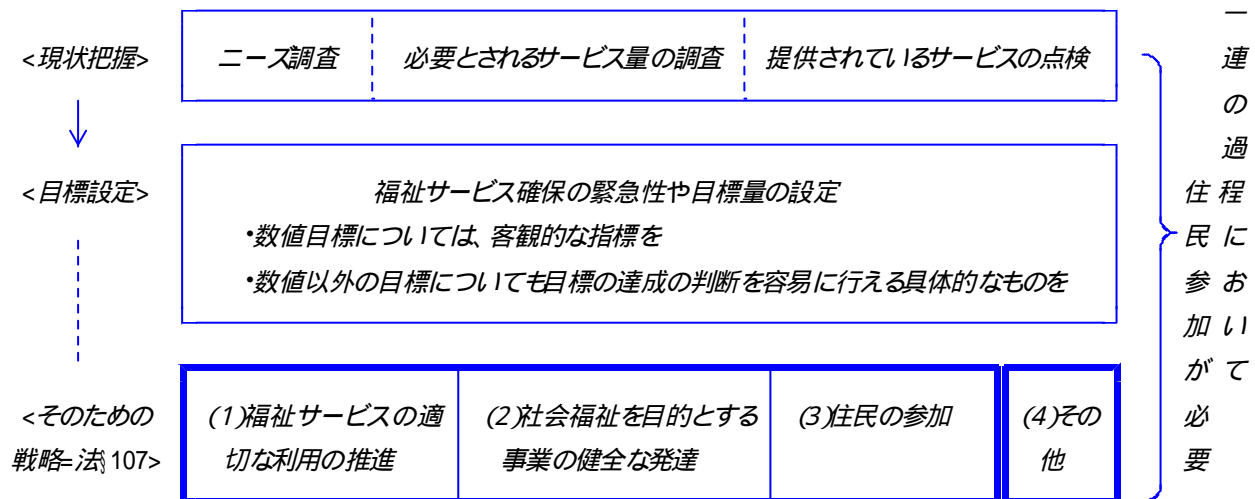
- ◇ 市町村地域福祉計画の策定が円滑に進められるよう 国の策定指針と府の支援計画に基づき、計画策定を支援します。
- ◇ 住民参加の手法や全国・府内の先進事例等に関する情報提供や研修会の開催等、計画づくりの技術的支援を行います。

次の第5章 2 において、市町村において計画の策定が円滑に進むよう 地域福祉計画に盛り込むべき事項及び策定の体制と過程について、国の通知等を参考にしながら示すこととします。

1 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法上、(1)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、(2)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、(3)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項の3つが掲げられており、それらを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものです。

市町村においては、主体的にこれら3つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要があります。



社会福祉法第10条の項目ごとに現状把握、目標設定を行うことも可能です。

(1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進 (必要に応じた福祉サービス利用の推進)

福祉サービスの仕組みが措置から契約による利用制度に転換する中、必要な人が必要な時に最適な福祉サービスを受けることができるよう、サービスを利用しやすいような仕組みを整備していくことが必要となります。

(2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 (福祉サービスの拡充、多様なサービスの創出)

複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・

参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現や他分野との連携についても検討が必要です。

(3) 地域福祉に関する活動への住民の参加 (住民参加型の地域福祉の推進)

地域福祉とは、地域住民の主体的な参加を前提としたものであることから 住民参加の促進に関する事項について、盛り込むことが必要となります。

(4) その他

その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項について、盛り込む必要があります。

< 参考資料 1 > 市町村地域福祉計画 目次 (例)

1 地域福祉計画策定の趣旨等

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の性格と役割
- (3) 計画期間

2 現状と課題

- (1) 地域福祉の現状
- (2) 地域住民の福祉ニーズ等

3 地域における福祉サービスの目標

4 取組の方向 次ページ参照

- (1) 必要に応じた福祉サービスの利用の推進
- (2) 福祉サービスの拡充等
- (3) 住民参加型の地域福祉の推進
- (4) その他必要と認められる事項

5 計画推進 評価の体制と方法

<参考資料2> 取組の方向 (例)



2 地域福祉計画策定の体制と過程 (策定の方法 手順)

地域福祉計画は、既存の計画、その他の関連する計画との整合性を保ち、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠となります。

また、この計画は住民参加が特に重要なポイントとなっており、地域に入り込んでいくこと、地域住民の声を吸い上げていくための体制と過程をしっかりと作り上げていくことが不可欠となるところが、特色であるともいえます。

市町村における計画策定の流れ	
◇	地域福祉計画策定方針の決定等 <ul style="list-style-type: none">・ 行政内部での検討、策定に関する合意形成・ 行政内部の計画策定体制の整備等
◇	住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備 <ul style="list-style-type: none">・ 住民等への情報の提供・ 住民等の参画を得た策定委員会の設置・ 生活課題の整理、住民のニーズ等の把握 整理のための体制整備
◇	地域特性と地域福祉課題の明確化 認識の共有 <ul style="list-style-type: none">・ 地区別データの収集 分析・ 地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集・ 地域における課題の明確化
◇	地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ <ul style="list-style-type: none">・ 計画素案の策定 公表・ 住民等への議論の呼びかけ
◇	地域福祉計画の策定
◇	地域福祉計画の公表と進行管理

(1) 地域福祉計画策定方針の決定等

行政内部での検討、策定に関する合意形成

地域福祉計画を策定するに当たり、計画策定の目的を明らかにするとともに、計画の性格、位置づけ等の策定方針を明らかにします。

行政内部の計画策定体制の整備等

地域福祉計画は、関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療・及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要があります。そのため、行政全体での取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられます。

(2) 住民等への意識啓発及び地域福祉計画の策定体制の整備

住民等への情報の提供

地域社会の生活課題をきめ細やかに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見出し、実行することもまた地域社会でのみ可能となります。そのためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであることの理解を広げていくことが重要です。なお、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に配慮する必要があります。

住民等の参画を得た策定委員会の設置

地域福祉計画の策定に当たっては、地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられます。

「地域福祉計画策定委員会」等は原則として公開し、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制をとるなどの配慮が必要となります。

生活課題の整理、住民のニーズ等の把握・整理のための体制整備

公聴会やワークショップ、住民懇談会など住民の意見を汲み上げる体制を整備していくことが必要となります。

(3) 地域特性と地域福祉課題の明確化 認識の共有

地区別データの収集 分析

地区別住民懇談会、住民アンケート、住民モニター等によるデータの収集

地域における福祉課題の明確化

こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明らかにするための調査に参加すること等により、自ら地域福祉課題の解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何より重要となります。

(4) 地域福祉計画素案の策定と住民への議論の呼びかけ

地域福祉計画に盛り込むべき事項に留意しながら、計画の素案を策定し、住民や関係団体等の意見を反映させるため、パブリックコメント制度等により議論の呼びかけを行います。

(5) 地域福祉計画の策定

地域福祉計画素案に対する住民等の意見に配慮し、地域福祉計画を策定します。

(6) 地域福祉計画の公表と進行管理

地域福祉計画の公表を行うとともに、その後の進捗状況について進行管理を行います。

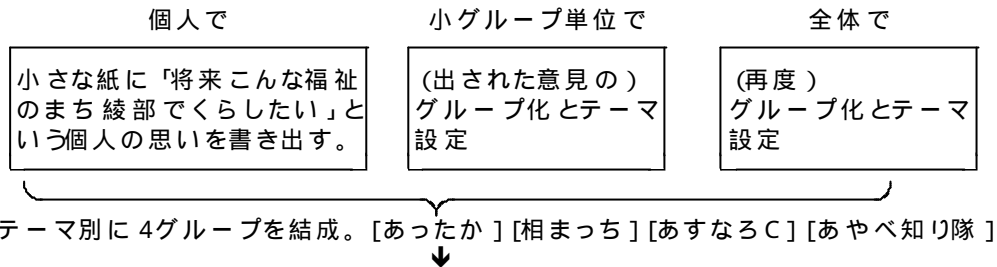


<地域の動き / 活動事例> 綾部市社会福祉協議会 住民参加の手法

綾部市社会福祉協議会では、地域福祉活動計画の策定に当たり、語り合い、アイデアを練る場として、オープンミーティング(公募型住民座談会)の場を設けました。

はじめての試みであったことから、「この作業がどんな形になるのか?」という不安を抱えながらも、しっかりとした現状調査と、毎回の座談会に「目標」を設定して取組を進めたこと等により、一定の成果を出すことができました。

【第1回 :キーワードで分類(グループ化)】



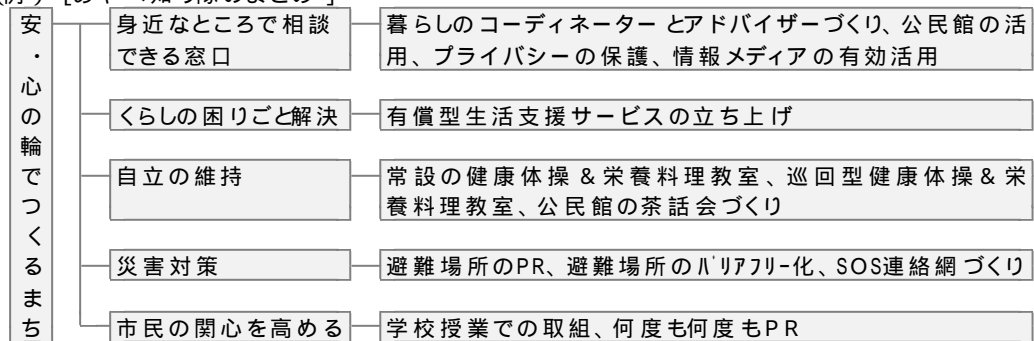
【第2回～4回】グループごとに座談会

- ・「もっと だったらいいなあ」「もっと改善できたらいいなあ」を出し合い整理。
- ・「まちかど調査団」による現地調査。(予定調査項目を設定し、調査)
- ・行政計画・成果・社会資源・まちかど調査団による現状等を確認。
- ・こうしたら... いったん何をしたら... こんなことが出来るのでは? のアイデアを出し合う。
- ・そのアイデアは、どこが? 誰が? 実行すれば実現できるか、出し合う (企業? 行政? 社協? NPO? 自治会? 自分たち?)

【第5回】グループごとのまとめ

- ・体系図づくり 一枚の模造紙、かく語りき・・・ (各グループごとに、前回までに出された内容等を分類し、タイトルをつけ、体系図づくり。)

(例) [あやべ知り隊のまとめ]



【第6回】全体のまとめ

- ・以上の内容等のまとめ (全体のまとめ)

* 成果 (感想抜粋) *

地域の活性化への道は、住民一人ひとりの心の結集なのだ。積み上げていきましょう。(参加者)
「計画をつくっていくのは、これ(座談会)だ」と思った。課題を共有し一緒に汗をかく、施策をやっていくにも市民の顔が浮かぶ。(社協)

ファシリテーター(コーディネーターする人)の育成が課題(社協)

* 綾部市

3 地域福祉計画を策定する上でのその他の留意事項

計画の策定に当たっては、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPOやボランティア、民生委員・児童委員との連携が求められるとともに、計画期間や他の福祉計画との関係にも留意しておく必要があります。

(1)社会福祉協議会や社会福祉法人、NPOやボランティア、民生委員・児童委員

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられていること、また、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有していることから、計画の策定に積極的に参加することが期待されます。

さらに、社会福祉法人やNPOやボランティア、民生委員・児童委員についても、その役割に基づき、計画の策定に参加していくことが期待されています。

(2)地域福祉圏域及び福祉区の設定

人口及び面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することも考えられます。

市町村においては、「学区」等地域住民の生活に密着し、一定の福祉サービスや住民組織、公共施設等が整備されている区域を「福祉区」として、住民参加の体制を検討していくことも必要です。

(3)計画推進の期間と公表

概ね5年とし3年で見直すことが適当です。計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、「計画評価委員会」のような、評価体制を確保することが必要です。

策定後速やかにその内容を公表することが必要です。

(4)地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

高齢者、障害者、児童等対象別の福祉計画との整合性及び連携が求められます。

< 参考 >

府 民 と 共 に め ざ す 目 標

新京都府総合計画(平成12年12月策定)において、平成22年までにめざす「目標」として掲げられた項目(地域福祉関係抜粋)

指 標	平成11年度の 現 状	平成22年度の 目 標
社会福祉士登録者数	580人	1,200人
介護福祉士登録者数	2,926人	6,000人
手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員 登録者数(京都市を除く)	1,153人	1,500人
ボランティアバンク登録者数(京都市を除く)	19,000人	38,000人
福祉サービス利用援助に携わる生活支援員数	168人	360人
地域子育て支援センターの整備数(京都市を除く)	13箇所	54箇所
児童虐待ネットワークの設置数(京都市を除く)	0市町村	12市町村
障害のグループホームの設置数(京都市を除く)	22箇所	6つの障害保健福祉圏域に それぞれ2箇所 以上(未設置圏 域の解消)
誰もが安心して利用できる施設数 (京都府福祉のまちづくり条例に基づく整備基準適合証 の交付施設数)	788施設	2,500施設
SOSネットワークシステムを整備している市町村数	32市町村	全市町村

資 料 編

策定経過

京都府社会福祉審議会委員名簿

京都府社会福祉審議会への諮問及び答申

用語解説

策定経過

開催日	事 項	内 容
平成14年 12月19日	社会福祉審議会	・市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について」(諮問)(平成14年11月21日付) 地域福祉専門分科会の設置
	第1回地域福祉専門分科会	地域福祉専門分科会委員長の選出について 今後の日程について 今後の審議に向けた論点提示
平成15年 2月18日	第2回地域福祉専門分科会	地域福祉関係団体からのヒアリング 特定非営利活動法人 権利擁護センター 相楽 代表 宮部弘正 特定非営利活動法人 東三条希望の会 代表 安田茂樹 暮らしの応援 美山手をつなぐ会 会長 野々村新吾 社団法人 呆け老人をかかえる家族の会 京都府支部 代表 荒綱清和 地域福祉の現状と課題
平成15年 3月26日	第3回地域福祉専門分科会	・市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について」(答申素案骨子)
平成15年 5月16日	第4回地域福祉専門分科会	・市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について」(答申素案)
平成15年 6月23日	第5回地域福祉専門分科会	・市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について」(答申案)
	社会福祉審議会	・市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について」(答申案)
平成15年 6月26日	社会福祉審議会答申	社会福祉審議会答申「市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について」
平成15年 10月16日～ 11月12日	パブリックコメントの実施	・ 京都府地域福祉支援計画(仮称)案」にご意見をお寄せください
平成15年 12月26日	計画策定及び公表	計画策定及び公表

京都府社会福祉審議会委員名簿(委員 33名)

(50音順)

氏名	役職等
井尻 繁雄	京都府老人クラブ連合会会長
伊藤 義明	京都府保育協会会長
稲垣 恭子	京都大学助教授
今西 光治	京都府身体障害者団体連合会副会長
上窪 朱	京都府民生児童委員協議会会長
江守 光起	京都府市長会会長
大江 定雄	京都府市町村社会福祉協議会連合会前会長
大槻 明司	京都府社会福祉協議会常務理事
岡本 民夫	同志社大学教授
小谷 節子	京都ボランティア協会事務局長
小野 泰	京都府共同募金会常務理事
小野山 正彦	京都新聞社論説委員長
北川 靖	内科医師(京都府医師会理事)
久貝 和子	京都府連合婦人会事務局長
澤 照美	京都府議会厚生労働常任委員会委員長
澤田 淳	京都第二赤十字病院長
白川 倚久子	京都商工会議所女性会副会長
高島 洋	京都府歯科医師会副会長
筒井 清子	京都産業大学教授
徳川 輝尚	身体障害者療護施設施設長
中瀬 惇	京都ノーブルダム女子大学教授
那須 芳	内科医師(京都府医師会理事)
西城 嘉子	京都府看護協会会長
西村 誠太郎	京都府赤十字ユースボランティア団体連絡協議会顧問
野上 芳彦	京都精華大学名誉教授
野中 一二三	京都府町村会会長
濱 治世	同志社大学名誉教授
平澤 泰介	京都府立医科大学名誉教授
古橋 エツ子	花園大学教授
榎村 久子	京都女子大学教授
光井 正人	NHK京都放送局局長
森 洋一	京都府医師会副会長
八木 喜久栄	京都府母子寡婦福祉連合会会長

* 地域福祉専門分科会委員名簿(委員 11名)

氏名	役職等
井尻 繁雄	京都府老人クラブ連合会会長
伊藤 義明	京都府保育協会会長
上窪 朱	京都府民生児童委員協議会会長
江守 光起	京都府市長会会長
大江 定雄	京都府市町村社会福祉協議会連合会前会長
大槻 明司	京都府社会福祉協議会常務理事
久貝 和子	京都府連合婦人会事務局長
徳川 輝尚	身体障害者療護施設施設長
野上 芳彦	京都精華大学名誉教授
野中 一二三	京都府町村会会長
榎村 久子	京都女子大学教授

は、委員長(分科会は分科会長)

平成 15年 6月 26日(答申日)現在

京都府社会福祉審議会への諮問及び答申
諮問

4地域第 1216号
平成 14年 11月 21日

京都府社会福祉審議会
委員長 野上 芳彦 様

京都府知事 山田 啓二

市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について (諮問)

市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について、社会福祉法 (昭和 26年法律第 4
5号) 第 7条第 2項の規定により諮問します。

(諮問背景)

平成 12年に改正された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が基本理念のひとつとされま
した。また、その具体的推進方策のひとつとされる「地域福祉計画」に関する規定は、平成 15年度
からの施行が予定されています。

本府におきましても、新京都府総合計画に基づき「だれもが安心して生活することができる地域
福祉の推進」を図るため、取組を進めているところですが、地域福祉を推進するためには、地域住
民はもとより地域で福祉に関わる全ての人々が協力し、計画的に取り組んでいくことがより一層重
要な課題となっております。

こうした中で、本府といたしましては、市町村における地域福祉計画の達成に資するために、地
域福祉支援計画を策定することといたしました。

つきましては、市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について、諮問しますのでよ
ろしくお願いします。

答申

5社審第 25号
平成 15年 6月 26日

京都府知事 山田 啓二 様

京都府社会福祉審議会
委員長 野上 芳彦

市町村の地域福祉を推進するための支援のあり方について (答申)

平成 14年 11月 21日付け 4地域 1216号で諮問のありました「市町村の地域福祉を推進するた
めの支援のあり方について」は、別紙のとおり答申します。

用語解説（50音順）

（あ行）

運営適正化委員会

社会福祉法に規定された、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、相談助言 調査又はあっせんを行う都道府県社会福祉協議会に設置された第三者機関。委員は社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される。

NPO、NPO法人

「Non Profit Organization」の略で、直訳すると「非営利団体」。広義には、公益法人や公益的組織等を含む営利を目的としない団体の総称としても使われるが、狭義には、自発的・自立的な市民活動に取り組む「市民活動団体」を称して使われる。平成10年に、こうした団体が法人格を取得する道を開き、その活動を促進するため、「特定非営利活動促進法（NPO法）」が制定され、その認証を受けた団体を「特定非営利活動法人（NPO法人）」と称している。

（か行）

京都府高齢者保健福祉計画（第3次）

平成15年3月策定。計画期間は平成15年度から平成19年度。急速な高齢化の進展に伴う様々な課題に的確に対応するため、介護保険サービスをはじめとする保健福祉サービスや高齢者の生きがいなどの施策を総合的に推進していくための計画。市町村高齢者保健福祉計画の推進を広域的な視点から支援する計画。

京都府障害者基本計画 「ひとりだち～京都から～」21プラン

平成8年3月策定。平成13年3月、後期実施計画策定。計画期間は平成7年度から平成16年度。障害のある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念に基づき、障害者施策を総合的に推進する計画。

京都府子育て支援計画～きょうと未来っ子21プラン～

平成9年3月策定。平成14年1月、後期実施計画策定。計画期間は平成8年度から平成17年度。少子化の進行や児童虐待、子育て不安の深刻化等の課題に対応するため、「子どもが健やかに生まれ育ち、みんなで子育てを支える社会」を目指した子育てに関する各分野の施策を総合的に推進する計画。

京都府福祉のまちづくり条例

障害者や高齢者をはじめすべての人が安心して快適に暮らすことができるよう、建築物や道路、公園等の整備とともに、府民一人ひとりが共に生き、支え合うことのできる地域社会づくりの実現を目的とする条例。（平成7年10月1日施行）

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対して、その人のニーズを充足するために、福祉や保健、医療等のサービス、また、家族や親戚、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源を結びつけ、その在宅生活を継続的に援助していく方法。調査(アセスメント)-計画(ケアプラン)作成-実施状況確認(モニタリング)-評価-アセスメント...の一連の過程。

こころの健康推進員

精神障害者や家族からの相談に応じ必要な助言・指導を行うとともに、精神保健福祉に関する正しい知識と理解の普及に努めるなど、精神障害者の地域生活を支援し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るために、所定の養成講座終了後、京都府に委託を受けた民間の協力者。

(ぎ行)

在宅介護支援センター

高齢者やその家族が必要とするときに、いつでも相談に応じられるよう、24時間体制で保健・福祉の専門家を配置し、介護に関する様々な相談や各種保健福祉サービスとの連携・調整、利用手続きの代行を行ったり、介護機器の展示及び使用方法の指導等を行う機関で、保健福祉サービス全般を取り扱う総合窓口としての役割を果たしている。

社会福祉協議会(略して「社協」)

地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の社会福祉関係機関によって組織された民間福祉団体。具体的には、地域福祉を推進する事業のための調査、総合的企画、連絡・調整、助成、普及・宣伝、人材研修等を行う。

主任児童委員

児童委員のうち、厚生労働大臣の指名により、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う者。

障害者生活支援センター

在宅障害者の地域生活を支援するため、相談や情報の提供、福祉サービスの利用援助、社会生活訓練、地域住民との交流等を行うことにより、自立と社会参加を促進する機関。

小地域ネットワーク活動

市町村内の特定区域を単位に、より細かく分割した地域で行われる福祉活動。具体的には、小・中学校区や自治会単位などによって地域を細分化し、援助を要する在宅の高齢者や障害のある人等の生活を支援するために、近隣の住民参加にもとづき、関係者の協働と連携した見守りや訪問、その他様々な生活支援の取組を進める活動。

新京都府総合計画

平成12年12月に策定。21世紀最初の10年間における京都府づくりの指針となる総合計画。こ

の計画では、むすびあい、ともにひらく「新世紀 京都」をキャッチフレーズとし、「一人ひとりがいきいきと暮らせる社会」など京都府のめざす将来像や、様々な施策を進めていくにあたっての基本姿勢を提示するほか、「明るく健やかな健康福祉社会の確立」をはじめとする新しい時代に必要な施策や事業等を具体的に盛り込んでいる。

身体障害者相談員

都道府県からの委託を受け、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、必要な援助を行う 社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持つ民間の協力者。

成年後見制度

判断能力が不十分なため、契約の締結等の法律行為における意思決定が困難な人に対し、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けることなく本人の権利が守られるようにする制度。「法定後見制度」(後見 保佐 補助の制度)と「任意後見制度」から成る。

ソーシャルインクルージョン

社会福祉制度の網の目からもれ、社会的排除 摩擦や社会的孤立という状況にある人々を、社会的つながりを構築することによって、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう 社会の構成員として包み支え合うとい考え方。

(た行)

地域子育て支援センター

地域の子育て家庭に対して、子育て相談、子育てサークル等の支援、保育サービス情報の提供等を行う 地域の子育て支援の拠点として保育所等に併設する。

知的障害者相談員

都道府県からの委託を受け、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う 社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている民間の協力者。

(な行)

ノーマライゼーション

1950年代、北欧において、知的障害者の処遇に関して唱えられたもので、その後の広がりの中で、今日では、社会福祉分野における重要な理念のひとつとなっている。福祉サービスの利用者も一般市民と同様に地域社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えることが大切であり、すべての人が共に生活できる社会が通常の社会であるとする考え方をいう

(は行)

バリアフリー（コミュニケーションバリアフリー）

高齢者や障害のある人が地域の中で普通に暮らせる社会づくりをめざすノーマライゼーションの理念に基づいて、物理的環境、文化・情報、制度や心理的な障壁（バリア）を取り除いていこうという考え方。

コミュニケーションバリアフリーとは、視覚や聴覚に障害のある人との意思伝達を容易にするため、点字や拡大文字、手話通訳や要約筆記、コミュニケーション機器等多様な情報伝達手段を活用した環境を整備することや理解を広げること。

ピア・カウンセラー

「ピア（peer）」は「仲間、同僚」の意味。共通の社会的背景、体験等を持つ人同士の、互いに支え合う関係を前提とした相談活動を行う人のこと。例えば、障害のある人のピア・カウンセリングでは、障害のあるピア・カウンセラーとの関わりを通して、相談者である障害のある人自身が自己決定と自己選択の力を強くすることをめざしている。

ファミリーサポートセンター

急な残業や子の急病等、既存の施設等では応じきれない変動的、変則的な育児又は介護の需要に対応するため、地域において住民間の相互援助活動を支援する。

福祉サービス

社会福祉を目的として地方公共団体や民間団体等によって提供されるサービス一般をいう。また、狭義には、社会福祉法第2条に規定される第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業によるサービスを意味する。

福祉サービス第三者評価

事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織運営等を評価すること。評価結果を広く利用者や事業者に提供することにより、利用者の選択を援助し、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進する。

福祉サービス利用援助事業

痴呆や精神障害等のため福祉サービスの利用等に支障がある人に対し、利用者との契約により、福祉サービスの利用に関する相談、助言、手続きの援助、利用料の支払い（日常的金銭管理）等福祉サービスの適切な利用のために必要な援助を行う事業。

母子福祉推進員

京都府知事の委嘱により、母子家庭等の生活・経済上の問題について、相談・援助を行うとともに、各保健所に配置された母子自立支援員の協力機関として業務を行う民間の協力者。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動をしたい人とボランティアを依頼したい人との調整やボランティア活動に関する相談・企画、ボランティア(団体)の育成、普及啓発、ボランティアとの協働による在宅福祉サービスの開発等住民のボランティア活動を支援する専門職。

(ま行)

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

(や行)

ユニバーサルデザイン

高齢者や障害のある人の生活や活動に不便となる障壁(バリア)を取り除く「バリアフリー」という考え方を一歩進めて、すべての人の利用しやすさを最大限配慮した、環境や製品、サービス、システム等のデザインのこと。

(わ行)

ワークショップ

住民参加型共同作業。複数の人々が、創造性を発揮し、具体的な作業を通して合意形成を図り、成果物をつくりあげていく集まりのこと。住民参加の有効な手法として、近年よく用いられる。

京都府地域福祉支援計画

2003年(平成15年)12月

発行/京都府保健福祉部地域福祉 援護課

602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

TEL 075-414-4559 FAX075-414-4615
